



国官運安第343号の2
国自安第119号の2
平成29年9月27日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

大臣官房運輸安全監理官



自動車局安全政策課長



一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の
実施方針の一部改正について

標記につきまして、別添新旧対照表のとおり実施方針を一部改正しましたので、了
知されるとともに、貴会の傘下会員に周知願います。

問い合わせ先

大臣官房運輸安全監理官付運輸安全調査官

担当：大江

電話：03-5253-8111

内線：22-080



参考

国官運安第 289 号
国自安第 237 号
平成 28 年 1 月 25 日
国官運安第 343 号
国自安第 119 号
一部改正 平成 29 年 9 月 27 日

各地方運輸局総務部長 殿
各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

大臣官房運輸安全監理官

自動車局安全政策課長

一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の
実施方針について

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）等に対する運輸安全マネジメント評価（以下「マネジメント評価」という。）については、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成 21 年 10 月 16 日付け国官運安第 156 号、国自安第 88 号、国自旅第 163 号及び国自貨第 95 号以下「基本通達」という。）に基づき実施しているが、今般、貸切バス事業者等に係るマネジメント評価について、下記のとおり対応方針を定め、実施することとしたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長等に対し別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 以下の（１）または（２）に該当する貸切バス事業者については、基本通達の定めるところに従い、平成 32 年度までにマネジメント評価を滞りなく実施すること。

(1) 貸切バス事業者に対する管理の委託の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（従前の高速ツアーバスから高速乗合バスへ移行した事業者（注1）に限る。以下「貸切バス委託型高速乗合バス事業者」という。）から運行委託を受けている貸切バス事業者

(2) 保有車両数（注2）が50両以上の貸切バス事業者

（注1）「従前の高速ツアーバス」及び「高速乗合バス」とは、平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号及び観産第305号「従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」の記1. に定義される運送形態をいう。

（注2）「保有車両数」とは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第7項第3号に規定する営業所ごとに配置する事業用自動車の総数をいう。

なお、一般乗合旅客自動車運送事業を併せて営む貸切バス事業者は、道路運送法施行規則第4条第1項第3号、第3項第3号及び第5項第3号に規定する営業所ごとに配置する事業用自動車（乗車定員11人未満の事業用自動車の数を除く。）の総数を含める。

2. 記1. に該当しないすべての貸切バス事業者について、平成33年度までにマネジメント評価を滞りなく実施すること。

なお、実施に当たっては、基本通達の定めるところにかかわらず、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成する実施方法により、マネジメント評価を実施するものとする。

3. また、貸切バス事業者の安全性の確保は喫緊の課題であることから、引き続き運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けたセミナー、講習会等の受講を促すこと。

4. 貸切バス委託型高速乗合バス事業者については、基本通達の定めるところに従い、マネジメント評価を実施すること。

附 則

1. 本通達は、平成28年1月25日から施行する。

2. 本通達の発出に先立ち、本文記2. のなお書きによる実施方法の作成のために試行的にマネジメント評価を実施した同記2. に該当する事業者については、本通達によるマネジメント評価を実施したものとみなす。

附 則（国官運安第343号、国自安第119号）

1. 本通達は、平成29年10月1日から施行する。

新	旧
<p style="text-align: center;">国官運安第289号 国自安第237号 平成28年1月25日 <u>国官運安第343号</u> <u>国自安第119号</u> <u>一部改正 平成29年9月27日</u></p> <p>各地方運輸局総務部長 殿 各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">大臣官房運輸安全監理官</p> <p style="text-align: center;">自動車局安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の 実施方針について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）等に対する運輸安全マネジメント評価（以下「マネジメント評価」という。）については、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成21年10月16日付け国官運安第156号、国自安第88号、国自旅第163号及び国自貨第95号以下「基本通達」という。）に基づき実施しているが、今般、貸切バス事業者等に係るマネジメント評価について、下記のとおり対応方針を定め、実施することとしたので、遺漏なきよう取り計らわれない。</p> <p>なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長等に対し別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.（同右）</p>	<p style="text-align: center;">国官運安第289号 国自安第237号 平成28年1月25日</p> <p>各地方運輸局総務部長 殿 各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">大臣官房運輸安全監理官</p> <p style="text-align: center;">自動車局安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者等に対する運輸安全マネジメント評価の 実施方針について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）等に対する運輸安全マネジメント評価（以下「マネジメント評価」という。）については、「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について」（平成21年10月16日付け国官運安第156号、国自安第88号、国自旅第163号及び国自貨第95号以下「基本通達」という。）に基づき実施しているが、今般、貸切バス事業者等に係るマネジメント評価について、下記のとおり対応方針を定め、実施することとしたので、遺漏なきよう取り計らわれない。</p> <p>なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長等に対し別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 以下の（1）または（2）に該当する貸切バス事業者については、基本通達の定めるところに従い、平成32年度までにマネジメント評価を滞りなく実施すること。 （1）貸切バス事業者に対する管理の委託の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者（従前の高速ツアーバスから高速乗合バスへ移行した事業者（注1）に限る。以下「貸切バス委託型高速乗合バス事業者」という。）から運行委託を受けている貸切バス事業</p>

2. 記1. に該当しないすべての貸切バス事業者について、平成33年度までにマネジメント評価を滞りなく実施すること。

なお、実施に当たっては、基本通達の定めるところにかかわらず、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成する実施方法により、マネジメント評価を実施するものとする。

3. また、貸切バス事業者の安全性の確保は喫緊の課題であることから、引き続き運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けたセミナー、講習会等の受講を促すこと。

4. (同右)

附 則

1. (同右)

2. (同右)

附 則 (国官運安第343号、国自安第119号)

1. 本通達は、平成29年10月1日から施行する。

者

(2) 保有車両数(注2)が50両以上の貸切バス事業者

(注1)「従前の高速ツアーバス」及び「高速乗合バス」とは、平成24年10月31日付け国自安第96号、国自旅第318号及び観産第305号「従前の「高速ツアーバス」及び「会員制高速バス」の定義等について」の記1. に定義される運送形態をいう。

(注2)「保有車両数」とは、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4条第7項第3号に規定する営業所ごとに配置する事業用自動車の総数をいう。

なお、一般乗合旅客自動車運送事業を併せて営む貸切バス事業者は、道路運送法施行規則第4条第1項第3号、第3項第3号及び第5項第3号に規定する営業所ごとに配置する事業用自動車(乗車定員11人未満の事業用自動車の数を除く。)の総数を含める。

2. 記1. に該当しない貸切バス事業者については、その半数程度の事業者に対し、平成32年度までにマネジメント評価を滞りなく実施すること。

なお、実施に当たっては、基本通達の定めるところにかかわらず、本省大臣官房運輸安全監理官室が作成する実施方法により、マネジメント評価を実施するものとする。

3. 記2. において、平成32年度までのマネジメント評価の実施対象とならない貸切バス事業者については、引き続き運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けたセミナー、講習会等の受講を促すとともに、平成33年度以降、計画的にマネジメント評価を実施すること。

なお、実施に当たっては、記2. の方法によるものとする。

4. 貸切バス委託型高速乗合バス事業者については、基本通達の定めるところに従い、マネジメント評価を実施すること。

附 則

1. 本通達は、平成28年1月25日から施行する。

2. 本通達の発出に先立ち、本文記2. のなお書きによる実施方法の作成のために試行的にマネジメント評価を実施した同記2. に該当する事業者については、本通達によるマネジメント評価を実施したものとみなす。